

遊技機調査員業務要領の制定について

平成27年3月27日
例規（警・風）第14号
警 務 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を下記のとおり制定し、平成27年4月1日から運用することとしたので誤りのないようになされたい。

命に依り通達する。

記

1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用する遊技機調査員の業務に関し、囑託の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 名称

遊技機調査員の業務上の名称は、「千葉県警察遊技機調査員」（以下「調査員」という。）とする。

3 業務の内容

調査員の業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づくぱちんこ営業の許可並びに遊技機の認定及び変更の承認に係る申請書類の審査
- (2) 前（1）の申請に基づいて行う、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第9条に規定する遊技機の基準に関する調査（以下「実地調査」という。）
- (3) 前（2）の実地調査に基づく調査書及び報告書の作成
- (4) 前記（1）から（3）までに付随する業務

4 業務の準拠及び報告

- (1) 業務は、あらかじめ署長が作成する遊技機調査員活動予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。
- (2) 調査員は、前記3の業務を行った場合においては、遊技機調査員活動報告書（別記第2号様式）を作成し、署長に報告するものとする。
- (3) 調査員は、毎月の活動結果を遊技機調査員活動月報（別記第3号様式）により、署長に報告するものとする。

5 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

6 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」によるものとする。

7 業務推進上の配意事項

調査員は、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 署員と緊密な連携を図り、業務を効率的に推進すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略